

2020年1月

お客さま各位

烏山信用金庫

令和元年台風第19号において被災された農業者等に係る「営農ローン」の取扱いについて

記

(1) お取扱期間 令和元年10月24日～令和2年3月31日

(2) 新規ご融資のお取扱い

① 融資利率を被災者適用特別金利とします。

融資期間別金利（固定金利）

| 融資期間 | 通常適用金利 | 特別金利 |
|------|--------|-------|
| 1年以内 | 1.80% | 0.90% |
| 3年以内 | 2.20% | |
| 5年以内 | 2.60% | |
| 7年以内 | 3.00% | 1.10% |

② 実行手数料を被災者適用特別措置と致します。

| 通常手数料 | 被災者適用特別措置 |
|---|-------------------|
| 融資実行手数料 2,200円（消費税含む） （令和元年10月1日現在） | 融資実行手数料は、無料となります。 |

③ その他取扱いについて

令和元年12月23日改定の「営農ローン」商品概要のとおりです。

(3) 条件変更、返済猶予等への対応

既に、「営農ローン」をご利用しているお客さまから希望があった場合は、当金庫にご相談してください。その場合の条件変更等の手数料は無料となります。

(4) その他

本商品は、原則、訪問による被災状況確認で取扱い可能ですが、金銭消費貸借証書の収入印紙非課税措置を受ける場合は、お手数料をお掛けいたしますが「指定災害の被災者である市町村長又はその他相当な機関からの証明（り災証明書等）」が必要になります。

以上